

### 【歴史探訪者のマナーについてのお願い 8 か条】

1. その土地で生活している人たちへの配慮を忘れずに。
2. 文化財等の所有者・管理者等への敬意を忘れずに。
3. 常時公開のもの以外は事前に許可を受けてから。
4. 信仰の対象物にはしかるべき配慮を。
5. 現状の保存に注意を。手を触れるのはどうしても必要な時だけ。
6. 記録には原則として鉛筆を。インク等による汚損には特に注意を。
7. 写真撮影時には照明の使用に注意を。(光・熱による劣化・行事への妨害等)
8. 草木・土石等の採取は厳禁。文化財と同様に環境保護にも留意を。

## ふなばし探訪手帖 ～四季を彩る 文化財～

発行日 平成 24 年 3 月 30 日  
発行者 船橋市教育委員会  
千葉県船橋市湊町 2-10-25  
編集者 船橋市教育委員会文化課  
☎ 047-436-2898  
制作 株式会社地域新聞社

※表紙の写真はイメージです  
※掲載情報は平成 24 年 3 月 1 日現在のものです